

愛媛県印刷入り封筒広告掲載仕様書

1 広告物の主な仕様

- (1) 封筒の規格 愛媛県庁本庁舎で購入する封筒
角形2号及び長形3号
(県産クラフト紙〈100〉、サイド貼り、1色刷、古紙配合率40%)
- (2) 広告枠 上記封筒の裏面
角形2号：左右200mm以内×天地220mm以内
長形3号：左右100mm以内×天地160mm以内
ただし、角形2号については、別紙のとおり上記を4枠に分割しているため、1枠ごとに広告主を選定することができる。
- (3) 印刷仕様 1色刷
- (4) 掲載期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日までの購入分。
ただし、購入した封筒が令和9年4月1日以降に残っている場合は、優先的に使用するものとする。
※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの購入分がなくなり次第、使用を開始する。
- (5) 年間購入見込 角形2号 7万枚(過去3年平均)
長形3号 7万枚(過去3年平均)

2 業務基準

広告は、契約書及び仕様書に定めるもののほか、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準及び愛媛県印刷入り封筒広告掲載要領に基づいて行うこと。

なお、これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行うこと。

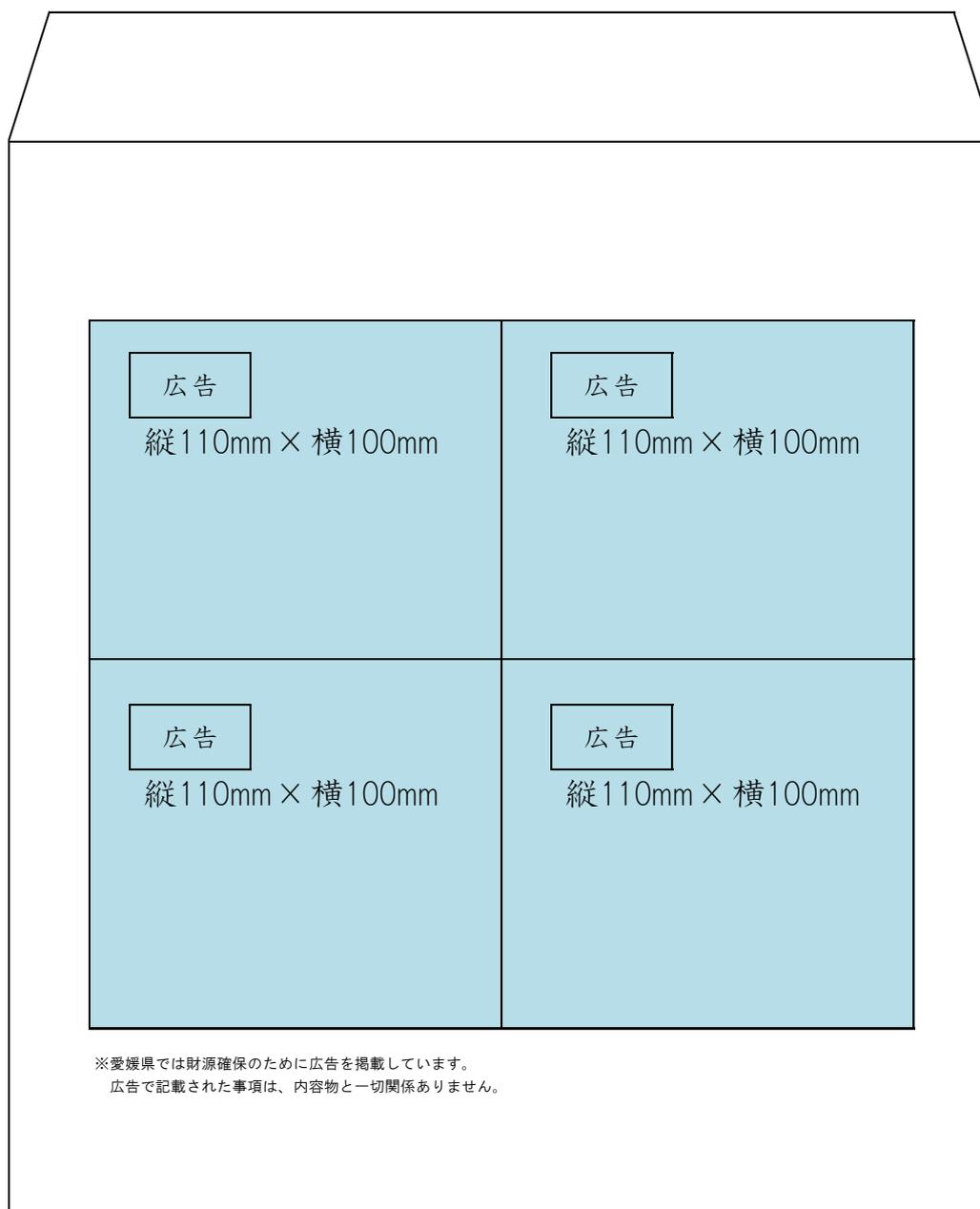
3 広告主の選定等

広告取扱業者は、愛媛県印刷入り封筒広告掲載要領に基づき広告主を選定するとともに、令和8年5月上旬までに広告の原稿案を添付して掲載の可否について財産活用推進課長と協議しなければならない。

また、広告主及び原稿が承認された後は、印刷業者において直ちに使用できるよう、次の状態で原稿を県に提出すること。

- ・PC (Mac又はWindows) のイラストレータで作成したデータであること。
- ・文字化け等を防ぐため、文字、数字及び記号等はアウトライン処理をしておくこと。

【別紙】



【留意事項】

- ・ 1 広告主あたりの広告枠数は自由に決定することができる。
- ・ 1 広告主あたり複数の広告枠を設定する場合には、その範囲において上記の枠に左右されずデザインを行うことができる。